

<使用開始日>
2025年8月23日野村ブラックロック世界REITファンド
Aコース/Bコース(野村SMA・EW向け)

追加型投信 内外 不動産投信

【投資信託説明書(交付目論見書)】

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)
Bコース								なし

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2025年7月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:65兆8662億円(2025年6月30日現在)

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村ブラックロック世界REITファンド Aコース/Bコース(野村SMA・EW向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月1日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時★ホームページ★
<https://www.nomura-am.co.jp/>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

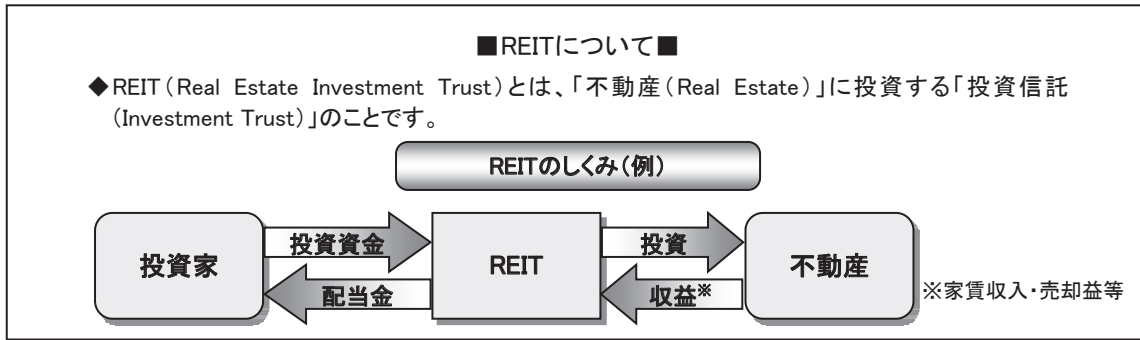
ファンドの特色

■主要投資対象

世界各国（日本および新興国を含みます。）の不動産投資信託証券（REIT）※¹を実質的な主要投資対象※²とします。

※¹ 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

※² 「実質的な主要投資対象」とは、「ブラックロック世界REITファンドF/FB（適格機関投資家専用）」や「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。Aコースは「ブラックロック世界REITファンドF（適格機関投資家専用）」、Bコースは「ブラックロック世界REITファンドFB（適格機関投資家専用）」に投資します。



■投資方針

ファンドは実質組入外貨建資産において、為替ヘッジを行なう「Aコース」と為替ヘッジを行なわない「Bコース」から構成されています。

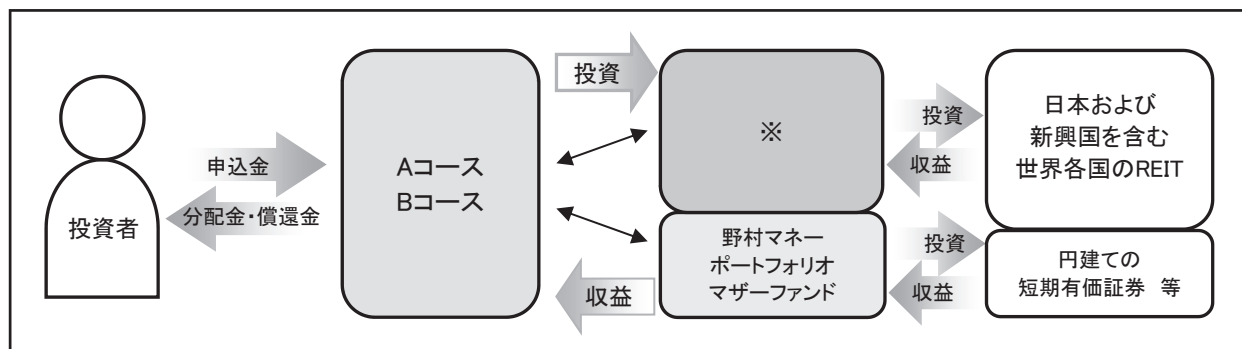
●各々以下の円建ての国内投資信託「ブラックロック世界REITファンドF/FB（適格機関投資家専用）」および「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド	投資対象
Aコース	ブラックロック世界REITファンドF（適格機関投資家専用） 野村マネーポートフォリオ マザーファンド
Bコース	ブラックロック世界REITファンドFB（適格機関投資家専用） 野村マネーポートフォリオ マザーファンド

●通常の場合においては、「ブラックロック世界REITファンドF/FB（適格機関投資家専用）」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

※通常の場合においては、「ブラックロック世界REITファンドF/FB（適格機関投資家専用）」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※Aコースは「ブラックロック世界REITファンドF(適格機関投資家専用)」、Bコースは「ブラックロック世界REITファンドFB(適格機関投資家専用)」

■投資対象とする国内投資信託について

ブラックロック世界REITファンドF(適格機関投資家専用)／ブラックロック世界REITファンドFB(適格機関投資家専用)

＜運用の基本方針＞	
ファンドの目的	信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。
主要投資対象	ブラックロック世界REITマザーファンドの受益証券(以下「親投資信託」といいます。)
投資方針	・親投資信託を通じて、主に世界各国(日本および新興国を含みます。)の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)に投資します。なお、株式および上場投資信託証券(ETF)にも投資する場合があります。 ・REITへの実質的な投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。 ・REITの実質組入比率は、高位を基本とします。 ・株式への実質的な投資にあたっては、REITが転換したもの、またはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。 ・「ブラックロック世界REITファンドF(適格機関投資家専用)」(以下「F」といいます。)はS&P先進国REIT指数(配当込み、円ヘッジ円ベース)をベンチマークとします。 ・「ブラックロック世界REITファンドFB(適格機関投資家専用)」(以下「FB」といいます。)はS&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。 ・Fは、外国為替予約取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ・FBは、原則として親投資信託の通貨比率をS&P先進国REIT指数(現地通貨ベース)の通貨比率に合わせることを目的として、外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行ないます。 ・親投資信託の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主 な 投 資 制 限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券(ETF)およびREITを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。
収 益 分 配 方 針	年一回、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益等から払い出します。
償 還 条 項	受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等は、信託を終了させることができます。
<主な関係法人>	
委 託 会 社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受 託 会 社	野村信託銀行株式会社
投 資 顧 問 会 社	・ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー ・ブラックロック(シンガポール)リミテッド ・ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド ・ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
<管理報酬等>	
信 託 報 酬	純資産総額の年0.55%(税抜年0.50%)
申 込 手 数 料	なし
信 託 財 産 留 保 額	0.30%
そ の 他 の 費 用	ファンドの財務諸表監査に関する費用等、信託事務の処理に要する諸費用等

■ 指数の著作権等について ■

S&P先進国REIT指数は、スタンダード&プアーズ フィナンシャル サービスーズ エル エル シー(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

* 上記は2025年8月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■分配の方針

原則、毎年12月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
 分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

●ファンドの名称について

「野村ブラックロック世界REITファンド Aコース(野村SMA・EW向け)」を「野村BR世界REITF Aコース(野村SMA・EW向け)」、「野村ブラックロック世界REITファンド Bコース(野村SMA・EW向け)」を「野村BR世界REITF Bコース(野村SMA・EW向け)」という場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

REITの価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国のREITの価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	「Bコース」が投資する「ブラックロック世界REITファンドFB（適格機関投資家専用）」においては、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 「Aコース」が投資する「ブラックロック世界REITファンドF（適格機関投資家専用）」においては、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

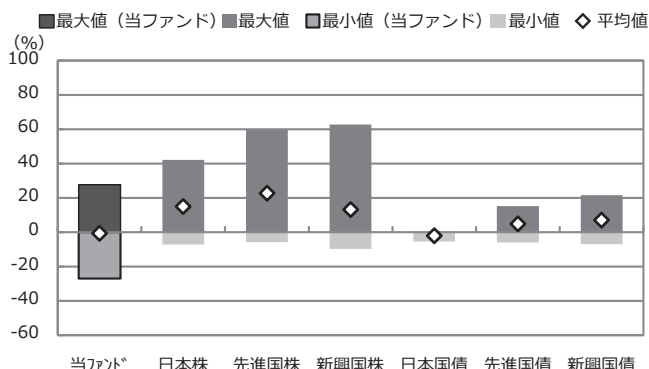
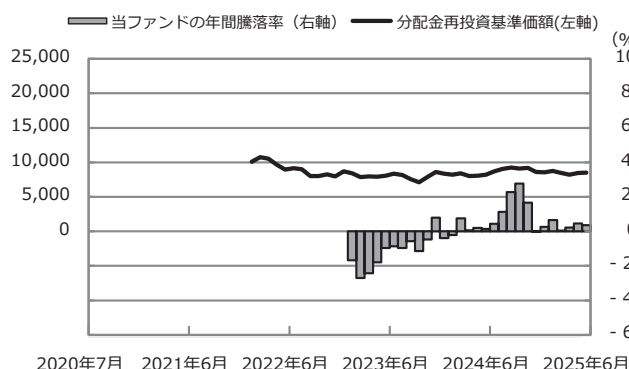
リスクの定量的比較

(2020年7月末～2025年6月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 27.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 0.7	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

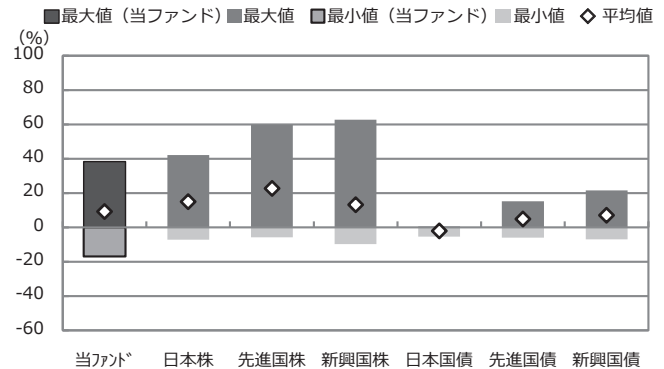
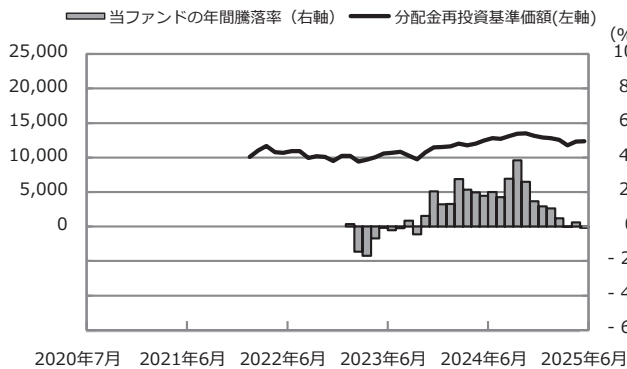
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年2月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年7月から2025年6月の5年間で(当ファンドは2023年2月から2025年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Bコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	38.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 17.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	9.3	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年2月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年7月から2025年6月の5年間 (当ファンドは2023年2月から2025年6月) の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」) といいます。) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」 (ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

運用実績 (2025年6月30日現在)

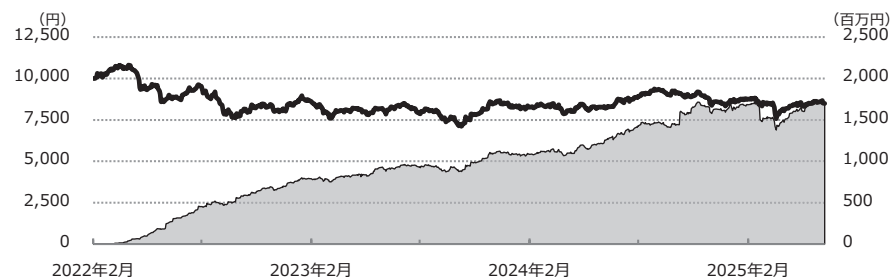
基準価額・純資産の推移

(日次・設定来)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

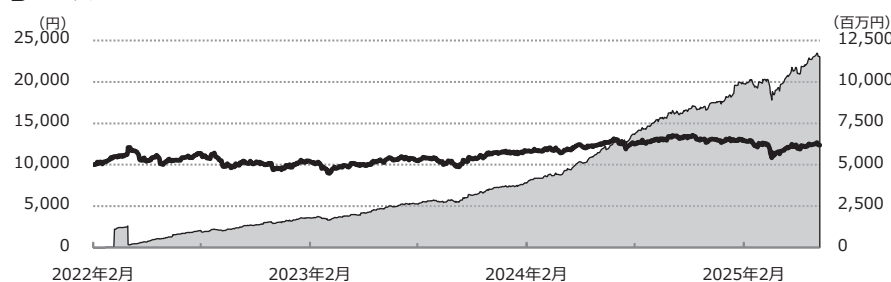
Aコース



Aコース

2024年12月	0 円
2023年12月	0 円
2022年12月	0 円
2022年6月	0 円
—	—
設定来累計	0 円

Bコース



Bコース

2024年12月	5 円
2023年12月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	0 円
—	—
設定来累計	15 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

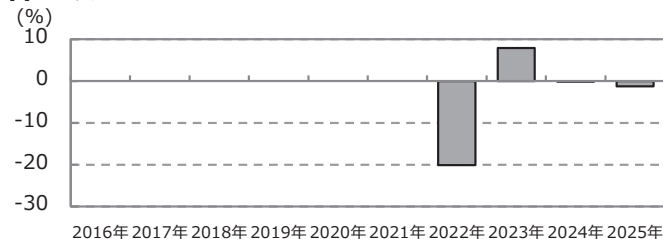
順位	銘柄	国/地域	投資比率(%)	
			Aコース	Bコース
1	PROLOGIS INC	アメリカ	6.1	6.1
2	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	5.1	5.0
3	WELLTOWER INC	アメリカ	5.0	5.0
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	4.4	4.4
5	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	3.9	3.9
6	EQUINIX INC	アメリカ	3.8	3.8
7	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.7	3.7
8	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	3.0	3.0
9	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	2.9	2.9
10	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	2.9	2.9

・国/地域はブルームバーグの法人登録国で区分しています。

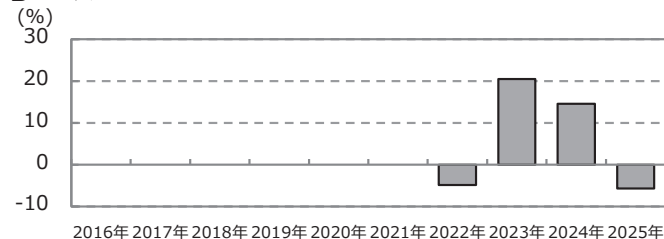
年間収益率の推移

(暦年ベース)

Aコース



Bコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は設定日(2022年2月22日)から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入の申込者の制限	販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した投資者等に限るものとします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2025年3月1日から2026年2月27日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することがあります。
信託期間	無期限（2022年2月22日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。（原則再投資）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 * 上記は2025年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年0.275%(税抜年0.25%)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.20%
	＜販売会社＞ 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.03%
	＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.02%
投資対象とする国内投資信託 の信託報酬率		年0.55%(税抜年0.50%)
実質的な負担 ^(注)		年0.825% 程度 (税込)

(注) ファンドが投資対象とする国内投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
 なお、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

その他の費用・ 手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■(参考情報)ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのその他 費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用 の比率	④投資先ファンドの 運用管理費用以外 の比率
Aコース	0.86	0.27	0.00	0.54	0.05
Bコース	0.84	0.27	0.00	0.54	0.03

(2023年12月7日～2024年12月6日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。